

2024年8月29日

各位

会 社 名 GFA 株式会社

代表者名 代表取締役社長 片田 朋希

(コード:8783、スタンダード市場)

問合せ先 経営企画部 部長 谷井 篤史

https://www.gfa.co.jp/form/corp/

## 訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、2024年1月30日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示しております訴訟に関して、下記のとおり判決言渡の確定を確認しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所および判決言渡の確定日 東京地方裁判所民事第 26 部 2024 年 8 月 28 日(判決書等を受け取った日: 2024 年 8 月 29 日)

## 2. 訴訟の提起から判決に至った経緯

当社は株式会社 BARAKA に対して、2022 年 9 月 9 日、2022 年 9 月 20 日及び 2022 年 10 月 4 日に営業貸付金として融資を実施しておりましたが、株式会社 BARAKA より当初の支払期日での返済が困難であるとの申し出があり、返済期日の延長も行いましたが、返済期日を過ぎても支払いはなされませんでした。

当社は 2023 年 12 月 6 日付で本件の連帯保証人で株式会社 BARAKA の代表取締役でもある山崎薫氏を 債務者として支払督促の申立てを行いましたところ、山崎薫氏から 2024 年 1 月 5 日付で督促異議申立 てがありました。

そのため本件は、民事訴訟法 395 条の規定により支払督促の申立日に遡って、東京地方裁判所に山崎 薫氏に対する貸金返還請求として、38,500,000 円及びこれに対する遅延損害金の返還を求める訴えの提起をしております。

## 3. 判決の内容

- 1. 被告は、原告に対し、38,500,000 円及びこれに対する令和5年9月21日から支払済まで年20%の割合による金員を支払え。
- 2. 訴訟費用は、被告の負担とする。

## 4. 今後の見通し

当該貸付金につきましては、2023 年 12 月 1 日付の「営業損失の計上に関するお知らせ」で開示のとおり、本債権は貸倒引当金繰入額で営業損失として計上しており、現時点では本判決が当社の業績に与える影響はありません。

なお、状況の変化等により適時開示が必要となる場合は速やかにお知らせいたします。